

都立多摩桜の丘学園
学校運営連絡協議会設置要綱

第 1 (名称)

この会の名称を「都立多摩桜の丘学園 学校運営連絡協議会」(以下「協議会」という。)とする。

第 2 (目的)

本校の教育活動が保護者や地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者及び地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざしてより発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

第 3 (所掌事項)

協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等を通して協議を行い、校長に対して本校の学校運営、教育活動及び家庭や地域社会との連携について助言する。

第 4 (設置)

協議会は、東京都立多摩桜の丘学園管理運営規程に基づき設置する。

第 5 (組織)

協議会の委員は、校長のほか、次のとおりとする。

協議委員は、校長が委嘱する有識者、進路関係機関代表者、地域関係機関代表者、保護者代表、地域の施設代表者、地域住民代表者の計 10 名程度とする。

内部委員は、経営企画室長、副校長 3 名、主幹教諭 4 名【教務、総務（進路指導兼務）生活指導、教育相談】の 9 名とする。

- 2 協議会の中に学校評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。評価委員会は、協議会が行う外部評価を計画・立案、実施及び集計し、学校評価報告書原案を作成する。評価委員会の委員は、協議会委員の中から校長が委嘱する。

第 6 (任期)

委員の任期は、原則として当該年度の 5 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年とし、再任を妨げない。

第 7 (役員)

協議会に、次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 2 名、学校評価委員会委員長 1 名、事務局長 1 名

- 2 会長は校長とする。
- 3 副会長、評価委員会委員長、事務局長は、校長が選任する。

第 8 (協議会の開催回数及び開催時期)

学校運営連絡協議会は、5 月、9 月、2 月、の年 3 回開催する。

第 9 (事務局)

都立多摩桜の丘学園に協議会事務局を置く。事務局に事務局長を置き、主幹教諭（総務主任兼務）をもって充てる。

第 10(その他)

この要綱は、校長が必要に応じて改正する。

- 附則 この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。